

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年12月21日
【事業年度】	第7期(自平成26年10月1日至平成27年9月30日)
【会社名】	株式会社コロプラ
【英訳名】	COLOPL, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 馬場 功淳
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
【電話番号】	03-6721-7770
【事務連絡者氏名】	取締役 コーポレート統括本部長 長谷部 潤
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
【電話番号】	03-6721-7770
【事務連絡者氏名】	取締役 コーポレート統括本部長 長谷部 潤
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月
売上高 (千円)	2,283,200	5,071,672	16,767,114	53,575,065	72,395,855
経常利益 (千円)	568,078	1,499,830	5,787,285	23,556,399	32,363,066
当期純利益 (千円)	283,260	778,358	3,156,683	13,024,690	19,436,469
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	256,385	506,379	1,582,779	6,274,196	6,328,780
発行済株式総数 (株)	67,855	7,112,100	39,460,500	123,570,500	124,886,000
純資産額 (千円)	1,288,716	2,567,063	7,876,544	30,284,524	43,594,333
総資産額 (千円)	2,235,455	4,567,305	13,762,876	48,012,575	59,260,329
1株当たり純資産額 (円)	189.92	24.06	66.54	245.07	354.50
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	10.00	16.00
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	42.80	7.38	27.20	107.65	157.70
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	25.83	101.29	150.62
自己資本比率 (%)	57.6	56.2	57.2	63.1	73.6
自己資本利益率 (%)	30.6	40.4	60.5	68.3	52.6
株価収益率 (倍)	-	-	84.55	33.49	12.15
配当性向 (%)	-	-	-	9.3	10.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	161,808	1,175,545	4,138,386	19,021,961	16,306,084
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	799,581	209,860	342,546	1,087,950	3,118,593
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	440,126	-	2,137,456	9,325,687	6,121,212
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	729,389	1,692,930	8,317,259	35,584,220	42,638,757
従業員数 (名)	87	155	306	450	620
(外、平均臨時雇用者数)	(2)	(4)	(6)	(22)	(36)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第3期及び第4期の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有しておりませんので記載しておりません。第5期、第6期及び第7期の持分法を適用した場合の投資利益については、非連結子会社は存在しておりますが、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性が乏しいため記載しておりません。

4. 第3期及び第4期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、平成24年9月期末時点において当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
5. 第3期及び第4期の株価収益率については、平成24年9月期末時点において当社株式は非上場であったため、記載しておりません。
6. 第4期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。
平成24年9月13日付で1株を100株にする株式分割を行っております。このため、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
7. 平成25年6月1日付にて1株を5株にする株式分割、平成25年10月1日付にて1株を3株にする株式分割を行っております。このため、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
8. 第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額について、当社は平成24年12月13日に東京証券取引所マザーズに上場したため、新規上場日から平成25年9月期末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
9. 平成26年9月期の1株当たり配当額10.00円は、記念配当であります。

2【沿革】

平成15年5月、当社代表取締役社長馬場功淳が携帯電話の位置情報送信機能を利用したゲームアプリ「コロニーな生活」の提供を個人事業として開始しました。平成17年5月には、「コロニーな生活」を改良し、「コロニーな生活 PLUS」（注1）の提供を開始しました。

その後、「コロニーな生活 PLUS」を組織的に展開するため、平成20年10月に当社（株式会社コロプラ）を設立しました。

年月	事項
平成20年10月	東京都台東区北上野において資本金300万円で株式会社コロプラを設立
平成21年2月	代表取締役社長馬場功淳よりゲームアプリ「コロニーな生活 PLUS」の事業を譲受け、運営を移管
平成21年6月	東京都渋谷区恵比寿西に本社移転 株式会社石田屋他3社を加盟店とし、当社初の送客を支援するリアル連携サービスとして「コロカ（銘産店）」サービスを開始
平成21年11月	東京都渋谷区恵比寿南に本社移転 九州旅客鉄道株式会社（JR九州）と協業し、「九州一周塗りつぶし位置ゲーの旅」キャンペーンとして「コロカ（公共交通事業者）」サービスを開始
平成22年2月	各種旅行事業者と提携し、「コロ旅」サービスを開始
平成22年7月	「コロニーな生活 PLUS」が、一般社団法人モバイルコンテンツ・フォーラムによる「モバイル・プロジェクト・アワード2010」モバイルコンテンツ部門最優秀賞を受賞 「コロニーな生活 PLUS」が、一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会による「CEDEC AWARDS 2010」ゲームデザイン部門優秀賞を受賞
平成22年9月	東京都渋谷区恵比寿南に本社移転
平成22年10月	「コロニーな生活 PLUS」が経済産業省、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、国土交通省の6府省が推進する「情報化月間推進会議議長表彰」を受賞
平成22年11月	位置情報ゲームオープンプラットフォーム「コロプラ+（プラス）」（注2）を開始 KDDI株式会社と業務提携し、同社の携帯電話ユーザ向けに「au one コロプラ+」（注3）の提供を開始
平成23年3月	人々の移動を調査・分析する「コロプラおでかけ研究所」プロジェクトを発足
平成23年4月	KDDI株式会社と資本提携
平成23年6月	東急百貨店吉祥寺店にてコロカ加盟店を集結させた「日本全国すぐれモノ市 コロプラ物産展」を開催
平成23年9月	スマートフォンに特化したゲームブランド「Kuma the Bear（クマ・ザ・ベア）」を立ち上げ、スマートフォン専用アプリサービスを開始
平成24年9月	東京都渋谷区恵比寿に本社移転
平成24年12月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
平成25年3月	ソーシャルゲームインフォ株式会社（現子会社）を買収
平成25年7月	株式会社オーパークロック（現子会社）を設立
平成26年4月	東京証券取引所の市場第一部銘柄に指定
平成26年12月	株式会社インディゴゲームスタジオ（現子会社）を買収
平成27年2月	株式会社コロプラネクスト（現子会社）を設立
平成27年3月	コロプラネクスト1号ファンド投資事業有限責任組合を設立
平成27年4月	アメリカ合衆国カリフォルニア州に COLOPL.NI, Inc.（現子会社）を設立
平成27年6月	株式会社リアルスタイル（現子会社）を買収
平成27年9月	株式会社ピラミッド（現子会社）を買収
平成27年11月	株式会社360Channel（現子会社）を設立

（注）1．ゲームアプリ「コロニーな生活 PLUS」は平成23年7月に再度「コロニーな生活」に名称変更しております。

2．位置情報ゲームオープンプラットフォーム「コロプラ+」は平成23年7月に「コロプラ」に名称変更しております。

3．「au one コロプラ+」は平成23年7月に「au one コロプラ」に名称変更しております。

3【事業の内容】

当社グループは、「Entertainment in Real Life ~エンターテインメントで日常をより楽しく、より素晴らしく~」を事業ミッションとし、エンターテインメントを通じ、人々の何気ない日常をより豊かにすることを目指しております。フィーチャーフォン向けのWebゲームアプリから始まったサービスも、現在ではスマートフォン向けのネイティブゲームアプリが主力となっています。デバイスの進化にも注目しており、VR（仮想現実）デバイスを対象としたサービスの提供も始めております。

なお、当社は、モバイルサービス事業の単一事業セグメントであるため、セグメント情報は記載せず、主要なサービス毎に記載しております。

(1) 国内モバイルゲームサービス

国内向けにモバイルゲームアプリを配信しております。現在の主力は「白猫プロジェクト」「クイズRPG 魔法使いと黒猫のウィズ」といったスマートフォン向けネイティブアプリとなっています。当社提供の複数のタイトルがApp StoreやGoogle Playといったストアで売上ランキングの上位に入っております。このように性質の異なるゲームアプリを複数展開していることが当社の特徴であり強みでもあります。毎年複数のタイトルを提供し、その中から多くのヒットタイトルを生み出すことで、売上の「層」が毎年積みあがってゆく「積上型の売上モデル」を目指しています。多くのタイトル、また登場するキャラクターは当社の内製であり、いわゆるIP（知的財産権）の殆どは当社帰属となっております。今後はIPを活用したビジネス展開についても推し進めてゆきたいと考えております。

(2) 海外モバイルゲームサービス

海外向けにモバイルゲームアプリを配信しております。配信エリアは、主に英語圏および東アジアであり、徐々に拡大しております。配信方式は、当社が直接配信を行う「自社配信方式」、海外現地事業者を配信パートナーとする「パートナー配信方式」及び当社グループの海外現地法人が配信を行う「現地法人配信方式」の三つに分かれます。「自社配信方式」は売上の全てが当社に計上されますが、プラットフォーム使用料や広告宣伝費は当社負担となります。「パートナー配信方式」及び「現地法人配信方式」は一定の料率分が当社に売上計上されます。プラットフォーム手数料はパートナー負担となり、また広告宣伝もパートナーが行いますので、売上の多くが利益となります。ともに一長一短ありますので、各エリアに相応しい方式を選ぶようにしております。

(3) VRサービス

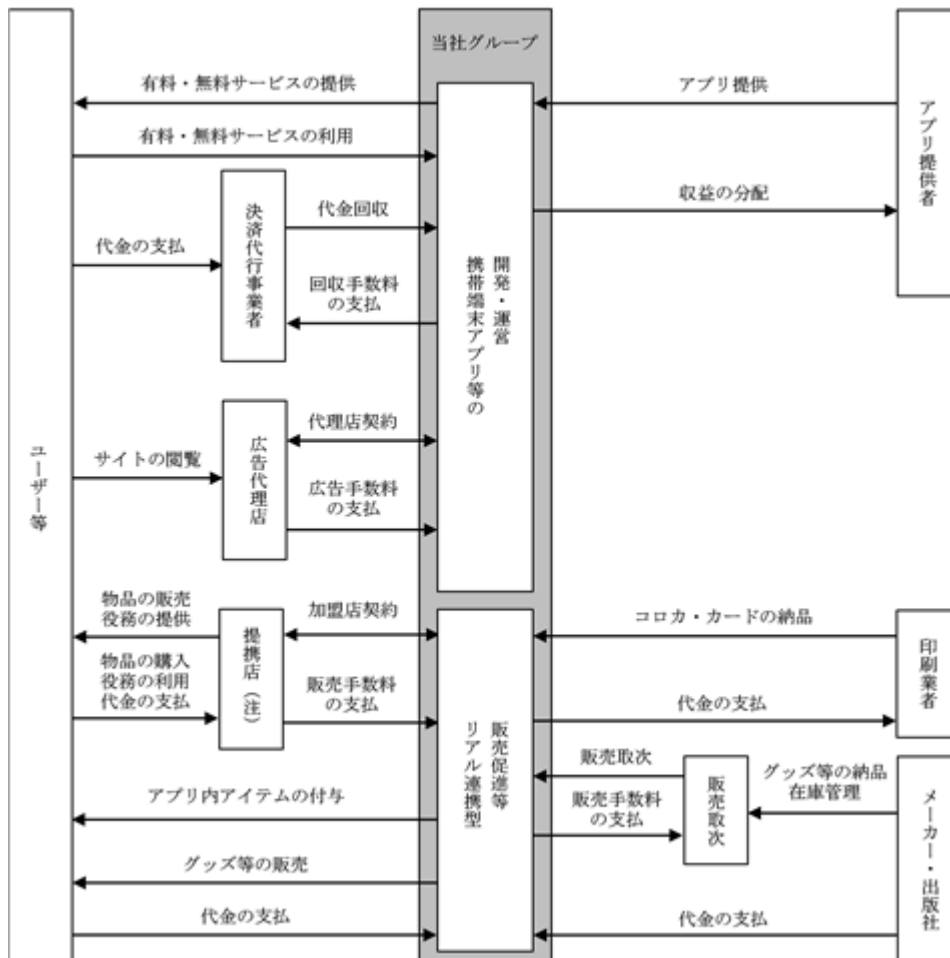
VRデバイス向けにサービスを提供しています。VRとは仮想現実の略で、HMD（頭部装着型表示端末）を装着することで、視界の360度全てがヴァーチャル世界（仮想現実）となります。利用者はあたかも別世界の中に紛れ込んだような感覚となり、それを生かしたゲームやサービスの展開が期待されています。現在は「白猫VRプロジェクト」などゲームアプリのみの提供となっております。多くの調査機関は、デバイスの高機能化またデバイス保有者の増加に伴い、VR市場が将来大きな市場に育つと予想しています。当社は、VR市場の成長に合わせ、ゲームタイトルを充実させつつ、ゲーム以外の分野への積極的な展開を推し進めてゆく計画であります。

(4) その他のサービス

位置情報活用を目指す「おでかけ研究所」は、主に全国の自治体や鉄道会社といった事業会社向けに、位置情報分析コンサルティングサービスを提供しております。また、スマートフォン特化型リサーチサービス「スマートアンサー」の提供も行っております。

当社グループの事業の系統図は次のとおりであります。

[事業系統図]



(注) 主な「提携店」は下記のとおりです。

- (1) 当社と協業している全国の銘産店(コロカ(銘産店))
- (2) 当社と提携している全国の鉄道、フェリー、エアライン等の公共交通事業者(コロカ(公共交通事業者))

4【関係会社の状況】

当社は非連結子会社 8 社および関連会社 1 社を有しておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成27年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
620(36)	30.4	1.9	5,669

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇
用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均人員を()内に外数
で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 従業員数が前事業年度末に比べて170名増加しております。これは主として事業拡大のため人員採用を積極
的に行ったためであります。

4. 当社の事業セグメントは、モバイルサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の
記載はしていません。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておきませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当事業年度における我が国経済は、政府及び日銀による財政・金融政策を背景として企業収益の改善がみられる等、景気は緩やかな回復基調となりました。

当社の業界におきましては、株式会社MM総研の調査によると、平成27年3月末のスマートフォン契約数は6,850万件で、携帯電話端末契約数全体の54.1%まで達しており、今後もスマートフォン契約数は拡大するものと予測されます。当社におきましては、既存ゲームについてはユーザとのエンゲージメントを高めることを意識し、新規ゲームについては、その投入と立ち上げに注力してまいりました。

売上の多くを占めるオンライン型ゲームアプリでは、第2四半期会計期間に「東京カジノプロジェクト」の配信を開始し、第3四半期会計期間には「ランブル・シティ」「バトルガール ハイスクール」の配信を開始いたしました。また、前事業年度に配信を開始いたしました「ほしの島のにゃんこ」「白猫プロジェクト」といった既存ゲームが売上に寄与いたしました。また、海外展開も積極的に推し進めており、第1四半期会計期間には韓国に向けて「白猫プロジェクト」の配信を開始し、第2四半期会計期間には台湾・香港・マカオに向けて「クイズRPG 魔法使いと黒猫のウィズ」と「白猫プロジェクト」、さらには韓国に向けて「アクション三国志 for Kakao」の配信を開始いたしました。第3四半期会計期間には中国に向けて「白猫プロジェクト」、韓国に向けて「スリングショットブレイブズ」の配信を開始いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は72,395,855千円（前事業年度比35.1%増）、営業利益は32,317,690千円（同36.9%増）、経常利益は32,363,066千円（同37.4%増）、当期純利益は19,436,469千円（同49.2%増）となりました。

なお、当社はモバイルサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載はしておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ7,054,537千円増加し、42,638,757千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とその要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動により得られた資金は16,306,084千円（前事業年度比2,715,877千円減）となりました。主な収入要因は税引前当期純利益32,363,066千円であり、主な支出要因は法人税等の支払額14,725,514千円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動の結果使用した資金は3,118,593千円（前事業年度比2,030,643千円増）となりました。主な支出要因は関係会社株式の取得による支出1,372,051千円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動により使用した資金は6,121,212千円（前事業年度は9,325,687千円の獲得）となりました。主な支出要因は自己株式の取得による支出4,999,932千円であります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注状況

受注生産を行っておりませんので、受注状況に関する記載はしていません。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績は次のとおりであります。

サービスの名称	当事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	前年同期比(%)
モバイルサービス事業(千円)	72,395,855	+35.1
合計(千円)	72,395,855	+35.1

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社の事業セグメントは、モバイルサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の販売実績の記載はしていません。

3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)		当事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
Google Inc.	31,252,439	58.3	34,610,927	47.8
Apple Inc.	19,810,512	37.0	32,396,172	44.7

4. 相手先は決済代行事業者であり、ユーザからの代金回収を代行しております。

3【対処すべき課題】

当社グループが対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

コーポレートブランド価値の向上

当社グループのビジョン実現のためには、ユーザから支持されるサービスを提供し続けることに加え、沢山の方に愛着を持っていただける会社になることが不可欠であると考えております。当社グループはステークホルダーに対する適切な情報開示と、積極的な広報活動及びCSR活動により、当社グループのコーポレートブランド価値の向上を図ってまいります。

ユーザ数の拡大とユーザエンゲージメントの強化

当社グループが持続的に成長するためには、当社グループ及び当社グループのサービスの知名度を向上させ、新規ユーザを継続的に獲得し、ユーザ数を拡大していくことが必要不可欠であると認識しております。そのためには、効果的な広告宣伝活動等により当社グループの知名度を向上させること、また多種多様なサービスを開発し、より多くのユーザに利用してもらえるような施策を積極的に実施することでの拡大に努めてまいります。

また、既存ユーザについてもそのニーズを汲み取り質の高いサービスを提供し続けるとともに、様々な媒体を活用しユーザと対話することによりエンゲージメントを強化し、より長期的に当社グループのサービスを楽しんでいただけるよう努めてまいります。

ポートフォリオの拡大

当社グループは経営戦略として、ユーザの異なる事業を組み合わせたポートフォリオ戦略を実行し常に新しい領域に投資を行うことを掲げています。

どの時代においても、沢山のユーザに受け入れられる、新しいエンターテインメントをつくり続けるというビジョンの実現のため、1本のヒットタイトルのみを提供するのではなく、ユーザの属性等に合わせて、複数のタイトルを提供し、コンテンツ、エリア、デバイスのそれぞれにおいて、適切にリソース配分と分散投資を行うことで、ポートフォリオの拡大に努めてまいります。

サービスの安全性及び健全性の確保

当社グループが提供する一部のサービスは、ユーザ同士がコミュニケーションをとることが可能であるため、ユーザが安心して当社グループのサービスを利用できるように、サービスの安全性及び健全性を確保する必要があります。当社グループはガイドラインを設け、サービスの安全性及び健全性の確保に努めてまいります。

システムの安定的な稼働

当社グループのアプリ及びプラットフォームはウェブ上で運営されており、快適な状態でユーザにサービスを提供するためにはシステムを安定的に稼働させ、問題が発生した場合には適時に解決する必要があると認識しております。

そのため、システムを安定的に稼働させるための人員確保及びサーバ機器拡充に努めてまいります。

海外向けサービスについて

当社グループはスマートフォンの特徴を生かして、今後も当社グループのサービスを海外で積極的に展開していくことを企図しております。

さらなる海外事業の拡大と収益力強化に向け、地域ごとのユーザの嗜好の把握や、地域ごとのユーザ特性を勘案した独自のサービス開発・提供を推進してまいります。

新技術への対応

当社グループが属する業界では技術革新が絶え間なく行われており、近年では、スマートフォンやタブレット型PCの普及率が世界的にも我が国においても上昇し、関連するマーケットも拡大しております。このような事業環境の下で当社グループが継続的に事業を拡大していくためには、様々な新技術に適時に対応していくことが必要であると認識し、継続的に対応を行ってまいります。

内部管理体制の強化

当社グループにおきましては、今後もより一層の事業拡大を見込んでおります。そのため、今後事業拡大に応じたグループ全体の内部管理体制の強化を図ってまいります。

組織の機動性の確保

当社グループの属するエンターテインメント業界は、他の業界に比べて環境変化のスピードが早く、その変化への迅速な対応が不可欠であります。組織の規模拡大による機動性の低下等の弊害を排除するため、適切な人員配置、事業展開に応じた組織体制の整備により、意思決定の機動性確保を図ってまいります。

優秀な人材の確保及び育成

当社グループは今後より一層の事業拡大のため、人材の確保及び育成を重要な課題と認識しております。当社グループのビジョンと共鳴する優秀な人材を確保し、持続的な成長を支える人材を育成すべく採用活動及び研修活動を強化してまいります。

4【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性のあるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 戦略と計画

モバイル関連市場について

当社グループは、スマートフォンの順調な普及に伴って、今後もモバイル関連市場が持続的な成長を続けていくと予想しております。

しかしながら、市場の成長ベースが大きく鈍化した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。また、市場の拡大が進んだ場合であっても、当社グループが同様のペースで順調に成長しない可能性があります。さらに、市場が成熟していないため、今後、大手企業による新規参入により市場シェアの構成が急激に変化することで、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

他社との競合について

当社グループは、位置情報を利用した特色あるサービスの提供や高リッチで表現力豊かな本格派ゲームアプリの提供、カスタマーサポートの充実等に取り組み、競争力の向上を図っております。

しかしながら、当社グループと同様にインターネットや携帯電話で位置情報を利用したアプリやスマートフォンに特化したアプリ等のサービスを提供している企業や新規参入企業との競争激化により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

技術革新への対応について

当社グループはインターネット関連技術に基づいて事業を展開しておりますが、インターネット関連分野は新技術の開発及びそれに基づく新サービスの導入が相次いで行われており、非常に変化の激しい業界となっております。また、ハード面においては、スマートフォンの普及が順調に進んでおり、新技術に対応した新しいサービスが相次いで展開されております。

このため、当社グループはエンジニアの採用・育成や創造的な職場環境の整備、また、特にスマートフォンに関する技術・知見・ノウハウの取得に注力しております。

しかしながら、係る知見やノウハウの獲得に困難が生じた場合、また、技術革新に対する当社グループの対応が遅れた場合には、当社グループの競争力が低下する可能性があります。さらに、新技術への対応のために追加的なシステム、人件費などの支出が拡大する可能性があります。このような場合には、当社グループの技術力低下、それに伴うサービスの質の低下、そして競争力の低下を招き、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

海外向けサービスについて

当社グループはスマートフォンの特徴を生かして、今後も当社グループのサービスを海外で積極的に展開していくことを企図しております。

しかし、海外においてはユーザの嗜好や法令等が本邦と大きく異なることがあり、当社グループの想定どおりに事業展開できない可能性があります。

投融資にかかるリスク

当社グループは、将来の成長可能性の拡大に寄与すると判断する場合には、M&A等の投融資を実行し、企業規模の拡大に取り組む方針であります。

M&A等の投融資の実施に当たっては、対象企業の財務内容や契約関係等についての詳細な事前審査を行い、十分にリスク検討をしておりますが、対象企業における偶発債務の発生や未認識債務の判明等事前の調査によっても把握できなかった問題が生じた場合や、事業展開が計画通りに進まない場合、投下資本の回収が困難になる等、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、M&A等により、当社グループが従来行っていない新規事業が加わる際には、当該事業固有のリスク要因が加わる可能性があります。

コーポレートブランドの毀損リスク

当社グループは、コーポレートブランド価値の維持及び強化がユーザの信頼確保、ユーザ基盤の拡大、利用の促進に重要であると考え、ステークホルダーに対する適切な情報開示と積極的な広報活動及びCSR活動を行っております。

しかしながら、当社グループに関する否定的な評判・評価が世間に流布される場合等には、当社グループのブランド価値が低下し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 業務運営

ゲームアプリの企画・開発及び運営について

当社グループは、様々なゲームアプリの企画・開発・運営及びプラットフォームの運営を行っております。当社グループのゲームアプリのダウンロード数、プラットフォームの会員数、入会者数は着実に増加しており、ユーザから一定の評価を得ていると認識しております。しかしながら、当サービスにおいてはユーザの嗜好の移り変わりが激しく、ユーザニーズの的確な把握やニーズに対応するコンテンツの導入が、何らかの要因により困難となった場合には、ユーザへの訴求力の低下等から当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

システムに関するリスク

当社グループの事業は、携帯電話やPC、コンピュータ・システムを結ぶ通信ネットワークに全面的に依存しており、自然災害や事故（社内外の人的要因によるものを含む）等によって通信ネットワークが切断された場合には、当社グループの事業及び業績は深刻な影響を受けます。また、当社グループの運営する各サイトへのアクセスの急激な増加、データセンターへの電力供給やクラウドサービスの停止等の予測不可能な要因によってコンピュータ・システムがダウンした場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

なお、当社グループのコンピュータ・システムは、適切なセキュリティ手段を講じて外部からの不正アクセスを回避するよう努めておりますが、コンピュータ・ウイルスやハッカーの侵入等によりシステム障害が生じた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

Apple Inc. 及び Google Inc.の動向について

現状において、当社グループの売上に関しスマートフォン専用ゲームアプリサービスの比率が高まっていることから、Apple Inc.及びGoogle Inc.の2プラットフォームへの収益依存が大きくなってきております。

しかしながら、これらプラットフォームの事業戦略の転換や動向によっては、手数料率の変動等何らかの要因により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

著作権が関与するサービスについて

当社グループでは、第三者が権利を保有するキャラクター等の使用料を支払いゲームアプリに導入する場合があります。このようなキャラクター等を利用したアプリの売上が当社グループの想定を大きく下回った場合や他社に比べ有力なキャラクター等の導入ができなかった場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

自然災害、事故等について

当社グループでは、自然災害や事故等に備え、定期的なバックアップ、稼働状況の常時監視等によりトラブルの事前防止又は回避に努めておりますが、当社グループ所在地近辺において、大地震等の自然災害が発生した場合、当社グループ設備の損壊や電力供給の制限等の事業継続に支障をきたす事象が発生して、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 組織・ガバナンス

人的資源について

当社グループは、自社プラットフォームの運営、また自社コンテンツの開発・提供を行い、急速に事業領域を拡大してまいりましたが、今後のさらなる業容拡大及び業務内容の多様化に対応するため、技術開発、広告マーケティング、管理部門等、当社グループ内の各部門において、一層の人員増強が必要になると考えられます。

しかしながら、事業規模の拡大に応じた当社グループ内における人材育成や外部からの人材登用等が計画どおりに進まない場合や、当社グループの予想を大幅に上回るような社員の流出、有能な人材の流出が生じた場合には、競争力の低下や一層の業容拡大の制約要因となり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

内部管理体制について

当社グループは、企業価値の持続的な増大を図るにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、さらには健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底が必要と認識しております。

当社グループでは内部管理体制の充実に努めておりますが、事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

情報管理体制について

当社グループは、ユーザのメールアドレスその他重要な情報を取り扱っているため、情報セキュリティ方針を策定し、役職員に対し情報セキュリティに関する教育研修を実施し、また、ISO27001の認証を取得するなど、情報管理体制の強化に積極的に取り組んでおります。しかしながら、何らかの理由で重要な情報が外部に漏洩した場合には、当事者への賠償と当社グループに対する社会的信頼の失墜、さらなる情報管理体制構築のための支出等により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

代表者への依存について

当社グループの代表取締役社長である馬場功淳は、当社グループの創業者であり、創業以来の最高経営責任者であります。同氏は、モバイルコンテンツをはじめとするインターネット及び携帯電話におけるサービスの開発技術及びそれらに関する豊富な経験と知識を有しており、技術的判断、経営方針や事業戦略の決定、遂行において極めて重要な役割を果たしております。

当社グループでは、取締役会や経営会議等における役員及び幹部社員の情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。

しかしながら、何らかの理由により同氏が当社グループの業務を継続することが困難になった場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) コンプライアンス

サービスの安全性及び健全性に関するリスク

当社グループが提供する一部のサービスは、不特定多数の個人会員が、各会員間において独自にコミュニケーションを取ることを前提としております。当社グループは、健全なコミュニティを育成するため、利用規約において社会的問題へと発展する可能性のある不適切な利用の禁止を明示しております。また、当社グループはユーザ等のモニタリングを常時行っており、規約に違反したユーザに対しては、改善の要請や退会等の措置を講じるよう努めております。さらに、適切なサービス利用を促進させるためにコンテンツを利用する上でのマナーや注意事項等をより一層明確に表示し、モニタリング・システム等の強化やサイト・パトロール等のための人員体制の増強など、システム面、人員面双方において監視体制を大幅に強化し、健全性維持の取り組みを継続しております。

しかしながら、急速に会員数が拡大しているコンテンツにおいては、会員によるコンテンツ内の行為を完全に把握することは困難となり、会員の不適切な行為に起因するトラブルが生じた場合に、利用規約の内容にかかわらず、当社グループが法的責任を問われる可能性があります。また、法的責任を問われない場合においても、レピュテーション・リスクを伴って当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

なお、事業規模の拡大に伴い、サービスの健全性の維持、向上のために必要な対策を継続して講じていく方針ですが、これに伴うシステム対応や体制強化の遅延等が生じた場合や、対応のための費用が想定以上に増加した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

またオンラインゲーム業界においては、ゲーム内のアイテム等を、オークションサイト等で売買するというリアル・マネー・トレード(RMT)(注)という行為が一部ユーザにより行われております。当社グループのサービスにおいても、ゲームをより楽しいものにするためにゲーム内のアイテムをユーザ同士で交換できる機能を設けておりますが、ごく一部のユーザがオークションサイトに出品しています。当社グループでは、利用規約でRMTの禁止を明確に表記しており、またオークションサイトの適時監視も行い、さらに当社グループの「安全性・健全性に関するガイドライン」で、違反者に対しては強制退会をさせる等厳正な対策を講じる方針であることを明確にしております。

しかしながら、当社グループに関連するRMTが大規模に発生、拡大した場合には、当社グループサービスの信頼性が低下し、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(注)リアル・マネー・トレード(RMT)とは、オンライン上のキャラクター、アイテム、ゲーム内仮想通貨等を、現実の通貨で売買する行為をいいます。

知的財産権に関するリスク

当社グループは、運営するサービスに関する知的財産権の獲得に努めております。また、第三者の知的財産権を侵害しないよう、十分な注意を払っております。

しかしながら、今後当社グループが属する事業分野において第三者の権利が成立した場合は、第三者より損害賠償及び使用差止め等の訴えを起こされる可能性及び権利に関する使用料等の対価の支払が発生する可能性があります。また当社グループの知的財産が侵害された場合には、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

インターネットに関連する法的規制について

当社グループが運営するサービスにおいて、ユーザの個人情報に関し「個人情報の保護に関する法律」の適用を受けております。加えて、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」では、他人のID、パスワードの無断使

用の禁止等が定められております。さらに、「特定商取引に関する法律」及び「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」により、一定の広告・宣伝メールの送信にあたっては、法定事項の表示義務等を負う場合があります。そのほか、当社グループは、「電気通信事業法」における電気通信事業者として同法の適用を受けております。

また、当社グループが提供する一部のサービスにおいてSNS(注)機能を提供しておりますが、これはユーザ間の健全なコミュニケーションを前提としたサービスであり、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」に定義される「インターネット異性紹介事業」には該当しないものと認識しております。さらには、平成21年4月に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」では、携帯電話事業者等によるフィルタリング・サービス提供義務等が定められており、当社グループは前項に記載のとおりサービスの健全性維持の取り組み強化を継続して実施しております。また、スマートフォンネイティブゲームの一部サービスにおいて利用されている有料の「仮想通貨」について「資金決済に関する法律」が適用され、当社グループは関東財務局への登録を行い、同法、府令等の関連法令を遵守し業務を行っております。

なお、当社グループは上記各種法的規制等について積極的に対応しておりますが、不測の事態により、万が一当該規制等に抵触しているとして何らかの行政処分等を受けた場合、また、今後これらの法令等が強化され、もしくは新たな法令等が定められ当社グループの事業が制約を受ける場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(注) SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)とは、メールや掲示板などを利用し、人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の会員制のサービスです。

アプリに関連する法的規制等について

当社グループが属するモバイルインターネット業界において、過度な射幸心の誘発等について一部のメディアから問題が提起されております。近年では、「コンプリートガチャ」(注)と呼ばれる課金方法が不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)に違反するとの見解が平成24年7月に消費者庁より示されました。これに関して当社グループは既に対応策を導入しており、当社グループのサービスには大きな影響を与えていないと認識しております。

法令を遵守したサービスを提供することは当然でありますが、今後も変化する可能性がある社会的要請については、サービスを提供する企業として自主的に対処・対応し、業界の健全性・発展性を損なうことのないよう努めていくべきであると考えております。

しかしながら、今後、社会情勢の変化によって、既存の法令等の解釈の変更や新たな法令等の制定等、法的規制が行われた場合には、当社グループの事業が著しく制約を受け、当社グループの事業及び業績に大きな影響を及ぼす場合があります。

(注) コンプリートガチャとは、ランダムに入手するアイテムやカードを一定枚数揃えることで稀少なアイテムやカードを入手できるシステムを言います。

(5) その他

社歴が浅いこと

当社グループは平成20年10月に設立された社歴の浅い会社であり、期間業績比較を行うために十分な期間の財務情報を得られず、過年度の業績のみでは今後の業績を判断する情報としては不十分な可能性があります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループは、当社グループ役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。また、今後におきましても、役員及び従業員に対するインセンティブとして新株予約権を付与する可能性があります。

これらの新株予約権が権利行使された場合、当社グループ株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) スマートフォン・タブレット端末向けアプリプラットフォーム運営事業者との契約

相手方の名称	相手先の所在地	契約の名称	契約期間	契約内容
Apple Inc.	米国	iOS Developer Program License Agreement	1年間 (1年毎の自動更新)	iOS搭載端末向けアプリケーションの配信及び販売に関する契約
Google Inc.	米国	Androidマーケットデベロッパー販売/配布契約書	定めなし	Android搭載端末向けアプリケーションの配信及び販売に関する契約

6【研究開発活動】

当社グループは「どの時代においても、沢山のユーザに受け入れられる、新しいエンターテインメントを作り続ける」というビジョンを掲げ、ビジョン実現のために研究開発活動を積極的に行っています。

特に将来が大きく期待されているVR（仮想現実）を具現化するHMD端末（頭部装着型表示端末）向けサービスへの注力を進めており、現在Facebook社の子会社であるOculus社製の開発者向けVR（仮想現実）端末「Oculus Rift」を中心に様々な開発実験を行っています。VR専門のチームも発足させ、これまでにない画期的なユーザ体験をもたらすVR市場の拡大を見据え、市場の成長が当社の成長となるよう今から着々と準備をしております。

その他にも、新タイトルの開発と平行し新しいユーザ体験を実現するための新技術の研究等を行っています。

なお、当事業年度における研究開発費の総額は、1,545,674千円であります。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

当事業年度末の総資産は59,260,329千円（前事業年度末比11,247,754千円増）となりました。主な要因は、現金及び預金の増加（同7,054,537千円増）、売掛金の増加（同1,456,910千円増）であります。

（流動資産）

当事業年度末の流動資産は53,937,951千円（前事業年度末比8,591,458千円増）となりました。主な要因は、売上高の増加に伴う現金及び預金の増加（同7,054,537千円増）、売上高の増加に伴う売掛金の増加（同1,456,910千円増）であります。

（固定資産）

当事業年度末の固定資産は5,322,378千円（前事業年度末比2,656,295千円増）となりました。主な要因は、関係会社株式の取得による増加（同1,372,051千円）関係会社への長期貸付による増加（同498,084千円）であります。

（流動負債）

当事業年度末の流動負債は15,298,312千円（前事業年度末比2,199,949千円減）となりました。主な要因は、未払法人税等の減少（同2,111,879千円減）であります。

（固定負債）

当事業年度末の固定負債は367,682千円（前事業年度末比137,894千円増）となりました。主な要因は、原状回復義務の最新の見積もり情報を入手したことに伴い資産除去債務を追加計上したこと等による資産除去債務の増加（同137,894千円増）であります。

（純資産）

当事業年度末の純資産は43,594,333千円（前事業年度末比13,309,808千円増）となりました。主な要因は、当期純利益計上に伴い利益剰余金が増加した一方、自己株式の取得があったことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

(売上高)

当事業年度の売上高は、72,395,855千円（前事業年度比35.1%増）となりました。

これは、既存ゲーム「白猫プロジェクト」や「ほしの島のにゃんこ」等のコンテンツが持続的な成長を続け売上伸長に貢献したことに加え、当事業年度に新たに「東京カジノプロジェクト」や「ランブル・シティ」、「バトルガール ハイスクール」等の新規コンテンツをリリースしたことにより売上が増加したためであります。

(売上原価)

当事業年度の売上原価は、新規コンテンツの開発・運営に係る労務費の増加、売上高の増加によるPF手数料増加等により、29,609,455千円（前事業年度比33.6%増）となりました。

(販売費及び一般管理費)

当事業年度の販売費及び一般管理費は、広告宣伝費の増加、従業員増員に伴う労務費の増加等により、10,468,709千円（前事業年度比34.0%増）となりました。

(営業外損益)

当事業年度の営業外収益は45,376千円（前事業年度比340.9%増）となりました。主な内訳は、受取利息17,107千円、為替差益24,659千円等であります。

これらの結果を受け、当事業年度の営業利益は32,317,690千円（前事業年度比36.9%増）、経常利益は32,363,066千円（前事業年度比37.4%増）、当期純利益は19,436,469千円（前事業年度比49.2%増）となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要(2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループは、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおり、市場の成長速度、他社との競争力、技術革新への対応度合い、コンテンツの健全性の確保、ネットワーク災害、コンプライアンスと内部管理体制等、様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があるとして認識しております。

そのため、当社グループは、優秀な人材の採用、新規事業の開拓、魅力あるサービスの開発、有力企業との提携、海外への展開、セキュリティ対策等により、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散し、リスクの発生を抑え、適切に対応していく所存であります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループの経営者は、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載のとおり、当社グループが今後さらなる成長と発展を遂げるためには、厳しい環境の中で様々な課題に対処していくことが必要であると認識しております。

そのために、当社グループでは、戦略面及び組織面の課題を整理し、各課題に対し、適切かつ効果的な対応を行ってまいります。

(7) 経営戦略の現状と見通し

当社グループは、業績のブレの少ない、安定した継続成長を実現すべく、多方面にわたるポートフォリオ戦略を推進してまいります。

コンテンツポートフォリオ戦略

ゲームを複数のジャンル・モチーフへと分散、またゲーム以外の様々なエンターテインメントカテゴリーへとサービスを分散させることで、多様なユーザにリーチし、収益の安定化を図ってまいります。

国内モバイルゲーム市場におきましては、引き続き良質なゲームを提供し続ける事で、業界内におけるアドバンスの維持を目指しつつ、コア層にも好まれる高度に作りこんだゲームや、若年層のみならず中高年層にも好まれるスポーツゲームなど、幅広いジャンルで展開し、最適なコンテンツポートフォリオの構築を目指してまいります。

地域ポートフォリオ戦略

エンターテインメントを「面白い」と感ずる尺度の差異、通信インフラや所得水準の差異など価値観や成長段階等が異なる地域に世界展開することで、多様なユーザにリーチし、収益の安定化を図ってまいります。

海外モバイルゲーム市場におきましては、当社が直接配信する方式、現地パートナー企業への委託配信による方式など、地域毎に最適な方式を選択することで、着実な世界展開を目指しております。海外マーケティングや海外開発体制の強化を図ると同時に、現在米国のみにある現地法人を徐々に全世界へと拡大させ、ゆくゆくは、地域毎のユーザ特性を勘案した独自のサービスを開発・提供することで、より精緻な地域ポートフォリオの構築を目指してまいります。

デバイスポートフォリオ戦略

技術の進歩や利用環境の変化を受けて次々と誕生する新しいデバイスやプラットフォームの将来性に注目し、即座に対応してゆくことで、多様なユーザにリーチし、収益の安定化を図ってまいります。

現在Facebook社の子会社のOculus社製の開発者向けVR（仮想現実）端末「Oculus Rift」を中心に様々な開発実験を行っております。スマートフォン市場は引き続き拡大すると見込んでいますが、これまでにない画期的なユーザ体験をもたらすVR市場の拡大を見据え、着々と準備を進めてまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資の総額は、296,393千円であります。その主な内容は、土地の取得や社内利用機器等の取得によるものであります。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成27年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都渋谷区)	業務施設	566,577	98,115	64,575	729,267	620(36)

- (注) 1. 金額には消費税等を含めておりません。
 2. 従業員数の()は、臨時雇用者数の最近1年間の平均人員を外書しております。
 3. 本社の建物は賃借中のものであり、帳簿価額は建物付属設備及び資産除去債務について記載しております。本社の建物の年間賃借料は781,999千円であります。
 4. 当社の事業セグメントは、モバイルサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしてありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	450,000,000
計	450,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成27年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年12月21日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	124,886,000	124,886,000	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	124,886,000	124,886,000	-	-

(注) 提出日現在発行数には、平成27年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成22年4月19日臨時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成27年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成27年11月30日)
新株予約権の数(個)	734	734
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1、6	1,101,000	1,101,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2、6	1株当たり52	同左
新株予約権の行使期間(注)3	自平成24年4月21日 至平成32年4月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)6	発行価格 52 資本組入額 26	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行う場合、または当社が会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて目的となる株式の数の調整を必要とすると当社が認めた場合、当社は合理的な範囲で目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権割当日の後、下記の各事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整するものとする。なお、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

当社が普通株式の分割または併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社発行済株式数から、当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 権利行使請求期間の最終日が当社の休日に当たる場合は、その前営業日を最終日とする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役または使用人であることを要する。

新株予約権は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り行使することができる。

新株予約権発行要領に定める当社による取得事由が発生した場合は、新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会で特に認めた場合はこの限りでない。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続は認められない。

新株予約権1個の分割行使は認められない。

その他新株予約権の行使の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が消滅会社となる合併に限る。）、株式交換または株式移転（以上を総称して「組織再編成行為」という。）をする場合であって、かつ、当該組織再編成行為にかかる契約または計画において、会社法第236条第1項第8号のイ、二、ホに掲げる株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合に限り、組織再編成行為の効力発生日（新設型再編においては設立登記申請日。）の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、当該募集新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を交付することとする。

6. 当社は、平成24年9月13日付で普通株式1株を100株にする株式分割を、平成25年6月1日付で普通株式1株を5株にする株式分割を、平成25年10月1日付で1株を3株にする株式分割を行っております。このため、新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式数は1,500株となります。上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

第2回新株予約権（平成22年8月18日臨時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成27年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成27年11月30日)
新株予約権の数(個)	183	183
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1、6	274,500	274,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2、6	1株当たり52	同左
新株予約権の行使期間(注)3	自平成24年8月26日 至平成32年8月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)6	発行価格 52 資本組入額 26	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行う場合、または当社が会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて目的となる株式の数の調整を必要とすると当社が認めた場合、当社は合理的な範囲で目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権割当日の後、下記の各事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整するものとする。なお、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

当社が普通株式の分割または併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社発行済株式数から、当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 権利行使請求期間の最終日が当社の休日に当たる場合は、その前営業日を最終日とする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役または使用人であることを要する。

新株予約権は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り行使することができる。

新株予約権発行要領に定める当社による取得事由が発生した場合は、新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会で特に認めた場合はこの限りでない。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続は認められない。

新株予約権1個の分割行使は認められない。

その他新株予約権の行使の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が消滅会社となる合併に限る。）、株式交換または株式移転（以上を総称して「組織再編成行為」という。）をする場合であって、かつ、当該組織再編成行為にかかる契約または計画において、会社法第236条第1項第8号のイ、二、ホに掲げる株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合に限り、組織再編成行為の効力発生日（新設型再編においては設立登記申請日。）の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、当該募集新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を交付することとする。

6. 当社は、平成24年9月13日付で普通株式1株を100株にする株式分割を、平成25年6月1日付で普通株式1株を5株にする株式分割を、平成25年10月1日付で1株を3株にする株式分割を行っております。このため、新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式数は1,500株となります。上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

第3回新株予約権（平成22年12月27日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成27年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成27年11月30日)
新株予約権の数(個)	393	393
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1、6	589,500	589,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2、6	1株当たり94	同左
新株予約権の行使期間(注)3	自平成24年12月28日 至平成32年12月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)6	発行価格 94 資本組入額 47	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行う場合、または当社が会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて目的となる株式の数の調整を必要とすると当社が認めた場合、当社は合理的な範囲で目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権割当日の後、下記の各事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整するものとする。なお、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

当社が普通株式の分割または併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社発行済株式数から、当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 権利行使請求期間の最終日が当社の休日に当たる場合は、その前営業日を最終日とする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役または使用人であることを要する。

新株予約権は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り行使することができる。

新株予約権発行要領に定める当社による取得事由が発生した場合は、新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会で特に認めた場合はこの限りでない。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続は認められない。

新株予約権1個の分割行使は認められない。

その他新株予約権の行使の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が消滅会社となる合併に限る。）、株式交換または株式移転（以上を総称して「組織再編成行為」という。）をする場合であって、かつ、当該組織再編成行為にかかる契約または計画において、会社法第236条第1項第8号のイ、二、ホに掲げる株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合に限り、組織再編成行為の効力発生日（新設型再編においては設立登記申請日。）の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、当該募集新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を交付することとする。

6. 当社は、平成24年9月13日付で普通株式1株を100株にする株式分割を、平成25年6月1日付で普通株式1株を5株にする株式分割を、平成25年10月1日付で1株を3株にする株式分割を行っております。このため、新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式数は1,500株となります。上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

第4回新株予約権（平成22年12月27日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成27年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成27年11月30日)
新株予約権の数(個)	23	23
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1、6	34,500	34,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2、6	1株当たり94	同左
新株予約権の行使期間(注)3	自平成24年12月28日 至平成32年12月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)6	発行価格 94 資本組入額 47	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行う場合、または当社が会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて目的となる株式の数の調整を必要とすると当社が認めた場合、当社は合理的な範囲で目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権割当日の後、下記の各事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整するものとする。なお、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

当社が普通株式の分割または併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社発行済株式数から、当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 権利行使請求期間の最終日が当社の休日に当たる場合は、その前営業日を最終日とする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において当社または当社子会社の監査役または取締役であることを要する。

新株予約権は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り行使することができる。

新株予約権発行要領に定める当社による取得事由が発生した場合は、新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会で特に認めた場合はこの限りでない。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続は認められない。

新株予約権1個の分割行使は認められない。

その他新株予約権の行使の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が消滅会社となる合併に限る。）、株式交換または株式移転（以上を総称して「組織再編成行為」という。）をする場合であって、かつ、当該組織再編成行為にかかる契約または計画において、会社法第236条第1項第8号のイ、二、ホに掲げる株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合に限り、組織再編成行為の効力発生日（新設型再編においては設立登記申請日。）の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、当該募集新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を交付することとする。

6. 当社は、平成24年9月13日付で普通株式1株を100株にする株式分割を、平成25年6月1日付で普通株式1株を5株にする株式分割を、平成25年10月1日付で1株を3株にする株式分割を行っております。このため、新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式数は1,500株となります。上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

第5回新株予約権（平成24年5月16日臨時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成27年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成27年11月30日)
新株予約権の数(個)	2,357	2,357
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1、6	3,535,500	3,535,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2、6	1株当たり94	同左
新株予約権の行使期間(注)3	自平成26年5月17日 至平成34年5月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)6	発行価格 94 資本組入額 47	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行う場合、または当社が会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて目的となる株式の数の調整を必要とすると当社が認めた場合、当社は合理的な範囲で目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権割当日の後、下記の各事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整するものとする。なお、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

当社が普通株式の分割または併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社発行済株式数から、当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 権利行使請求期間の最終日が当社の休日に当たる場合は、その前営業日を最終日とする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役または使用人であることを要する。

新株予約権は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り行使することができる。

新株予約権発行要領に定める当社による取得事由が発生した場合は、新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会で特に認めた場合はこの限りでない。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続は認められない。

新株予約権1個の分割行使は認められない。

その他新株予約権の行使の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が消滅会社となる合併に限る。）、株式交換または株式移転（以上を総称して「組織再編成行為」という。）をする場合であって、かつ、当該組織再編成行為にかかる契約または計画において、会社法第236条第1項第8号のイ、二、ホに掲げる株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合に限り、組織再編成行為の効力発生日（新設型再編においては設立登記申請日。）の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、当該募集新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を交付することとする。

6. 当社は、平成24年9月13日付で普通株式1株を100株にする株式分割を、平成25年6月1日付で普通株式1株を5株にする株式分割を、平成25年10月1日付で1株を3株にする株式分割を行っております。このため、新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式数は1,500株となります。上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

第6回新株予約権（平成25年12月20日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成27年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成27年11月30日)
新株予約権の数(個)	8,843	8,678
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	884,300	867,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり2,910	同左
新株予約権の行使期間(注)3	自平成28年1月1日 至平成34年1月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)4,5	発行価格 2,911 資本組入額 1,456	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7	同左

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 権利行使請求期間の最終日が当社の休日に当たる場合は、その前営業日を最終日とする。
4. 発行価格は、本新株予約権の払込金額 1 株当たり 1 円と行使時の払込金額 1 株当たり 2,910円を合算している。
5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記5.に記載の資本金等増加限度額から、上記5.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した平成27年9月期乃至平成31年9月期のいずれかの決算期の有価証券報告書において計算されるEBITDA(以下、損益計算書に記載された税引前当期純利益に、キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費、のれん償却額及び支払利息及び社債利息を加算した額をいう。なお、連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書に記載された税金等調整前当期純利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費、のれん償却額及び支払利息及び社債利息を加算した額をいう。)の金額が一度でも500億円を超過している場合にのみ、本新株予約権を権利行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。ただし、平成27年9月期乃至平成31年9月期のいずれかの期のEBITDAが100億円を下回った場合、一切の新株予約権を行使することはできない。
新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
7. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1.に準じて決定する。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記7.に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記5.に準じて決定する。
譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
その他新株予約権の行使の条件
上記6.に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件
組織再編行為の条件を勘案のうえ決定する。
その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年12月28日 (注) 1	5	64,705	350	35,885	350	32,685
平成23年4月13日 (注) 2	3,150	67,855	220,500	256,385	220,500	253,185
平成23年12月27日 (注) 3	3,266	71,121	249,994	506,379	249,994	503,180
平成24年9月13日 (注) 4	7,040,979	7,112,100	-	506,379	-	503,180
平成24年12月13日 (注) 5	780,000	7,892,100	1,076,400	1,582,779	1,076,400	1,579,580
平成25年6月1日 (注) 6	31,568,400	39,460,500	-	1,582,779	-	1,579,580
平成25年10月1日 (注) 7	78,921,000	118,381,500	-	1,582,779	-	1,579,580
平成25年10月1日～ 平成26年3月31日 (注) 8	387,000	118,768,500	12,739	1,595,518	12,739	1,592,319
平成26年4月21日 (注) 9	3,800,000	122,568,500	4,634,860	6,230,378	4,634,860	6,227,179
平成26年4月1日～ 平成26年9月30日 (注) 8	1,002,000	123,570,500	43,818	6,274,196	43,818	6,270,997
平成26年10月1日～ 平成27年9月30日 (注) 8	1,315,500	124,886,000	54,583	6,328,780	54,583	6,325,581

(注) 1 . 有償第三者割当

発行価格 140,000円

資本組入額 70,000円

割当先 長谷川哲造

2 . 有償第三者割当

発行価格 140,000円

資本組入額 70,000円

割当先 KDDI株式会社

3 . 転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使

発行価格 153,089円

資本組入額 76,544円

割当先 ジャフコSV3-1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ

4 . 株式分割 (1 : 100)

5 . 有償一般募集 (ブックビルディング方式)

発行価格 3,000円

引受価額 2,760円

資本組入額 1,380円

6 . 株式分割 (1 : 5)

7 . 株式分割 (1 : 3)

8 . 新株予約権の行使による増加であります。

9 . 有償一般募集

発行価格 2,572円

発行価額 2,439.40円

資本組入額 1,219.70円

(6) 【所有者別状況】

平成27年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主(人)	-	29	68	257	325	81	41,673	42,433	-
所有株式数(単元)	-	82,411	17,606	36,588	132,167	460	979,384	1,248,616	24,400
所有株式数の割合(%)	-	6.60	1.41	2.93	10.58	0.03	78.43	100.00	-

(注) 自己株式1,912,890株は、「個人その他」に19,128単元及び「単元未満株式の状況」に90株を含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成27年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
馬場 功淳	東京都渋谷区	69,775,200	55.87
KDDI株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目3番2号	2,550,000	2.04
千葉 功太郎	神奈川県鎌倉市	1,932,500	1.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,824,400	1.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	1,721,400	1.38
MSCO CUSTOMER SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U.S.A (東京都千代田区大手町一丁目9番7号)	1,492,235	1.19
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 決済事業部)	966,456	0.77
HSBC BANK PLC A/C IB MAIN ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	8 CANADA SQUARE LONDON E14 5HQ UNITED KINGDOM 東京都中央区日本橋三丁目11番1号	809,291	0.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	554,600	0.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口6)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	553,100	0.44
計	-	82,179,182	65.80

(注) 1. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
2. 信託銀行等の信託業務に係る株式数については、当社として網羅的に把握することができないため、株主名簿上の名義で所有株式数を記載しております。
3. 上記のほか、自己株式が1,912,890株あります。

(8) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成27年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,912,800	-	単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 122,948,800	1,229,488	同上
単元未満株式	普通株式 24,400	-	-
発行済株式総数	124,886,000	-	-
総株主の議決権	-	1,229,488	-

(注) 「単元未満株式」には、当社所有の自己株式90株が含まれております。

【自己株式等】

平成27年9月30日現在

所有者の 氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社コロプラ	東京都渋谷区恵比寿四丁目 20番3号	1,912,800	-	1,912,800	1.53
計	-	1,912,800	-	1,912,800	1.53

(注) 上記自己保有株式には、単元未満株式90株は含まれておりません。

(9)【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回(平成22年4月19日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成22年4月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役2及び従業員32(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 退職による権利の喪失等により、平成27年11月30日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役2名、従業員18名、合計20名となっております。

第2回(平成22年8月18日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成22年8月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

第3回（平成22年12月27日定時株主総会決議）

決議年月日	平成22年12月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員57（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注） 退職による権利の喪失等により、平成27年11月30日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役2名、従業員24名、合計26名となっております。

第4回（平成22年12月27日定時株主総会決議）

決議年月日	平成22年12月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	監査役1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第5回（平成24年5月16日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成24年5月16日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役4及び従業員85（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

（注） 退職による権利の喪失等により、平成27年11月30日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役6名、従業員60名、合計66名となっております。

第6回（平成25年12月20日取締役会決議）

決議年月日	平成25年12月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役5及び従業員234（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

（注） 退職による権利の喪失等により、平成27年11月30日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役7名、従業員175名、合計182名となっております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成27年1月28日)での決議状況 (取得期間 平成27年2月2日~平成27年4月30日)	2,500,000	5,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	1,912,700	4,999,932,300
残存決議株式の総数及び価額の総額	587,300	67,700
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	23.5	0.0
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	23.5	0.0

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	1,912,890	-	1,912,890	-

(注) 当期間における保有自己株式には、平成27年12月1日から本報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3【配当政策】

当社は利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

また、当社は、期末配当として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。その他年1回中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度につきましては、上記利益配分の基本方針に鑑み、当社普通株式1株につき、16円の普通配当を実施することといたしました。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
平成27年12月18日 定時株主総会	1,967,569	16.00

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月
最高(円)	-	-	40,950 2,345	4,975 4,475	3,930
最低(円)	-	-	2,930 2,100	1,964 2,260	1,750

(注) 1. 最高・最低株価は、平成26年4月22日より東京証券取引所市場第一部における株価であり、それ以前は東京証券取引所マザーズにおける株価を記載しております。

なお、第6期の最高・最低株価のうち、印は東京証券取引所マザーズにおける株価であります。

2. 当社株式は、平成24年12月13日付で東京証券取引所マザーズに上場しております。それ以前については、該当事項はありません。

3. 第5期の印は、株式分割による権利落後の株価であります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	2,831	2,790	2,605	2,743	2,411	2,194
最低(円)	2,461	2,503	2,416	2,132	1,750	1,890

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部における株価であります。

5【役員の状況】

男性 13名 女性 0名 (役員のうち女性の比率0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	人財部長・ 次世代部管掌	馬場 功淳	昭和53年1月7日生	平成15年3月 株式会社ケイ・ラボラトリー(現 KLab株式会社)入社 平成19年4月 グリー株式会社入社 平成20年10月 当社設立 代表取締役社長(現任)	(注)1	69,775,200
取締役	内部監査室長	土屋 雅彦	昭和36年6月28日生	平成9年4月 株式会社アクセス(現株式会社 ACCESS)入社 平成13年10月 株式会社ケイ・ラボラトリー(現 KLab株式会社)入社 平成16年11月 同社取締役 平成20年6月 株式会社Mi Cafeto監査役 平成20年8月 株式会社アイ・ウェイブ・デザイン 取締役 平成22年1月 当社入社 平成22年7月 当社取締役(現任)	(注)1	55,000
取締役	コーポレート 統括本部長	長谷部 潤	昭和40年11月9日生	平成2年4月 大和証券株式会社入社 平成12年7月 大和総研株式会社入社 平成21年8月 大和証券エスエムビーシー株式会社 (現大和証券株式会社)金融証券研 究所 転籍 平成22年7月 当社取締役(現任)	(注)1	60,000
取締役	業務推進部・ 海外事業管掌	吉岡 祥平	昭和53年4月29日生	平成14年7月 ヤフー株式会社入社 平成18年10月 グリー株式会社入社 平成19年8月 株式会社電通国際情報サービス入社 平成22年6月 当社入社 平成23年4月 当社取締役(現任)	(注)1	10,500
取締役	サービス統括 本部長	石渡 亮介	昭和47年4月24日生	平成13年5月 株式会社International CreativeMarketing(現株式会社 KANTAR JAPAN)入社 平成18年1月 有限会社キャップス入社 平成21年9月 株式会社ナビット入社 平成22年9月 当社入社 平成25年4月 サービス統括本部第2スタジオ部長 (現任) 平成25年10月 サービス統括本部長(現任) 平成26年12月 当社取締役(現任)	(注)1	10,600
取締役	Kuma the Bear 開発本部長	森先 一哲	昭和51年11月7日生	平成15年2月 株式会社セガ入社 平成15年10月 キューエンタテインメント株式会社入 社 平成24年3月 当社入社 平成24年10月 Kuma the Bear開発部長 平成25年10月 Kuma the Bear開発本部スタジオA 部長(現任) 平成25年10月 Kuma the Bear開発本部長(現任) 平成26年12月 当社取締役(現任)	(注)1	6,400
取締役	-	千葉 功太郎	昭和49年5月11日生	平成9年4月 株式会社リクルート入社 平成12年1月 株式会社サイバード入社 平成13年6月 株式会社ケイ・ラボラトリー(現 KLab株式会社)入社 同社取締役 平成21年1月 当社取締役(現任) 平成21年12月 当社取締役副社長	(注)1	1,865,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	-	石渡 進介	昭和44年 8月30日生	平成10年 4月 牛島法律事務所（現牛島総合法律事務所）入所 平成12年 4月 上杉法律事務所（現霞が関法律事務所）入所 平成13年 1月 Field-R法律事務所設立 平成19年10月 クックパッド株式会社取締役 平成20年 8月 ヴェアスコ・ダ・ガマ法律会計事務所設立 パートナー弁護士（現任） 平成22年 7月 当社取締役（現任） 平成23年 3月 クックパッド株式会社執行役 平成27年 7月 株式会社みんなのウェディング代表取締役CEO（現任）	(注) 1	-
取締役	-	柳澤 孝旨	昭和46年5月19日生	平成 7年 4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入社 平成11年 5月 株式会社NTTデータ経営研究所入社 平成17年 5月 みずほ証券株式会社入社 平成18年 2月 株式会社スタートトゥデイ常勤監査役 平成20年 6月 同社取締役兼経営管理本部長 平成21年 4月 同社取締役CFO（現任） 平成27年12月 当社取締役（現任）	(注) 1	-
取締役	-	為末 大	昭和53年 5月 3日生	平成14年 4月 大阪ガス株式会社入社 平成15年10月 同社を退社、プロ陸上選手として独立 平成16年 3月 アジアパートナーシップファンドの所属選手として契約 平成19年12月 株式会社侍設立 代表取締役（現任） 株式会社ウェッジホールディングス取締役 平成22年 8月 一般社団法人アスリートソサエティ設立 代表理事（現任） 平成26年 5月 Xiborg設立 取締役（現任） 平成27年12月 当社取締役（現任）	(注) 1	-
取締役 監査等委員	-	長谷川 哲造	昭和25年 3月26日生	昭和48年 4月 大和証券株式会社入社 平成11年 4月 大和証券SBキャピタル・マーケット株式会社（現大和証券株式会社）入社 平成16年 2月 大和証券SMBBCプリンシパル・インベストメント株式会社取締役 平成17年 5月 株式会社キャビン取締役 平成17年 6月 ダイワ精工株式会社（現グロブライド株式会社）取締役 平成17年10月 株式会社丸井今井取締役 平成19年 6月 三井鉱山株式会社（現日本コークス工業株式会社）取締役 平成19年12月 HMVジャパン株式会社代表取締役会長 平成20年 6月 大和サンコー株式会社監査役 株式会社大和総研（現株式会社大和総研ホールディングス）監査役 大和ペンション・コンサルティング株式会社監査役 平成20年10月 株式会社大和総研ビジネス・イノベーション監査役 平成22年 9月 当社監査役 平成27年12月 当社取締役 監査等委員（現任）	(注) 2	5,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 監査等委員	-	月岡 涼吾	昭和46年11月19日生	平成8年4月 大日本印刷株式会社入社 平成11年1月 税理士法人プライスウォーターハウ スクーパース入所 平成15年4月 公認会計士登録 平成18年7月 月岡公認会計士事務所設立 所長 (現任) 平成22年12月 当社監査役 平成27年12月 当社取締役 監査等委員(現任)	(注)2	-
取締役 監査等委員	-	飯田 耕一郎	昭和46年10月15日生	平成8年4月 弁護士登録 森綜合法律事務所(現森・濱田松本 法律事務所)入所(現任) 平成17年6月 米国カリフォルニア州弁護士登録 平成23年12月 当社監査役 平成27年7月 株式会社みんなのウェディング監査 役(現任) 平成27年12月 当社取締役 監査等委員(現任)	(注)2	-
計						71,787,700

- (注) 1. 平成27年12月18日開催の定時株主総会終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
2. 平成27年12月18日開催の定時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
3. 平成27年12月18日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付けをもって監査等委員会設置会社に移行しております。
4. 取締役長谷川哲造、月岡涼吾、飯田耕一郎、柳澤孝旨、為末大は社外取締役であります。
5. 取締役石渡亮介は取締役石渡進介の弟であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方)

企業価値を高めることを目的として、株主、ユーザ、従業員、取引先、地域社会等の各ステークホルダーとの「協創」を前提とした、公正かつロジカルで、スピーディな意思決定を行うことをコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としています。

大株主でもある代表取締役社長の適確な判断・業務執行を支えられるような意思決定・業務執行機能・経営監視機能のバランスを図ることを基本方針としています。

なお、当社はコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図り、経営の健全性と透明性をさらに向上させることを目的とし、平成27年12月18日開催の株主総会をもって、監査等委員会設置会社に移行しております。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

イ．会社の機関の基本説明

当社は、取締役会設置会社であり、かつ監査等委員会設置会社であります。

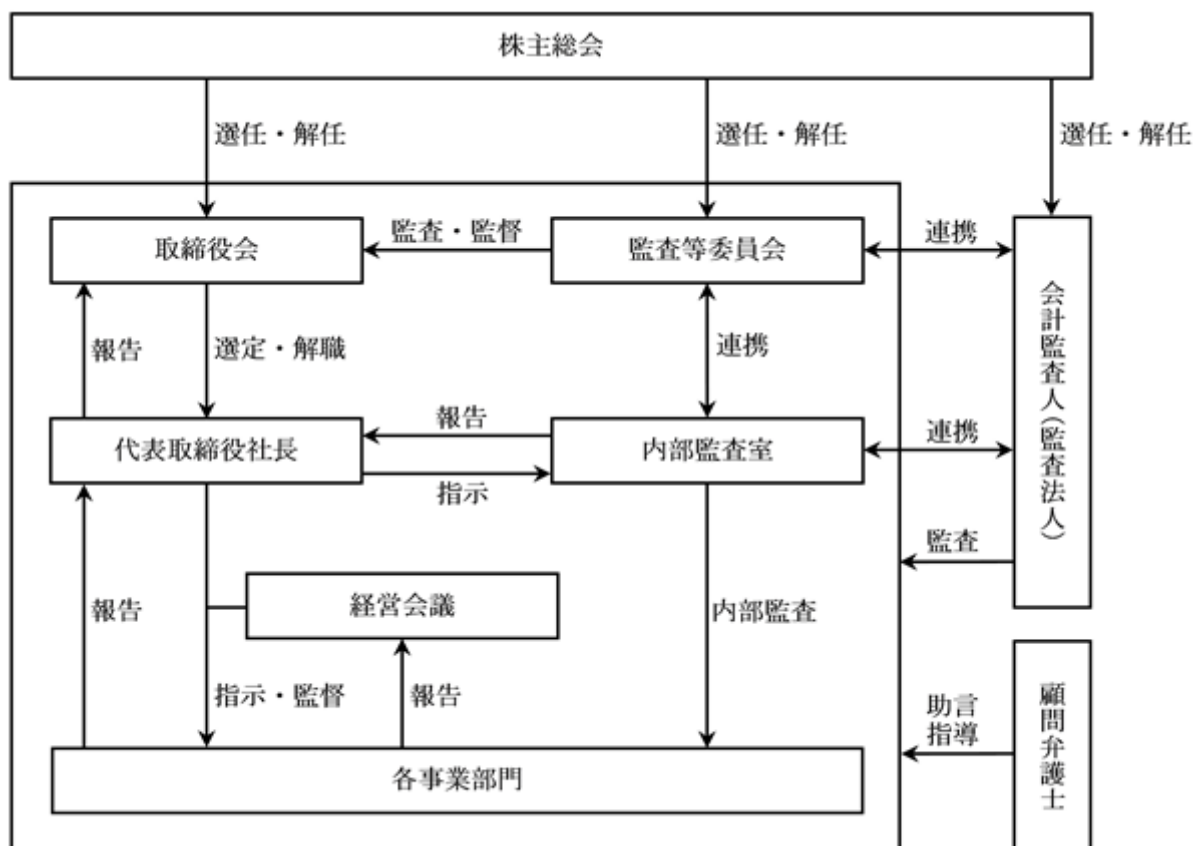
ロ．当社のコーポレート・ガバナンス体制と採用理由

当社は、監査等委員会設置会社であります。監査等委員は全員社外取締役であり、他の会社の役員経験者、公認会計士・税理士及び弁護士の名であり、各自が豊富な実務経験と専門的知識を有しております。

取締役のうち5名は提出日現在の会社法における社外取締役であります。

当社が属する業界はまだ成長途上にあり、他社との競争も激しいため、経営戦略を迅速に実行していく必要がある一方で、社会的信頼を得るために経営の透明性及び健全性の観点から、当該企業統治の体制を採用しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、以下の図のとおりであります。



) 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役1名、取締役（監査等委員であるものを除く）9名、監査等委員である取締役3名の計13名で構成されており、取締役（監査等委員であるものを除く）の内2名、監査等委員である取締役の内3名が提出日現在の会社法における社外取締役であります。取締役会は、効率的かつ迅速な意思決定を行えるよう、定時取締役会を毎月1回開催するほか必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、定款及び法令に則り、経営の意思決定機関及び監督機関として機能しております。

) 監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成されており、全員が社外取締役であります。公認会計士・税理士及び弁護士をそれぞれ1名含んでおります。監査等委員である取締役は取締役会その他社内会議に出席し、取締役の職務執行について適宜意見を述べております。監査等委員である取締役は、監査計画に基づき監査を実施し、監査等委員会を毎月1回開催するほか必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。また、内部監査室及び会計監査人と定期的に会合を開催することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

) 経営会議

当社では、原則として毎週1回経営会議を開催し、取締役会決議事項以外の重要な決議、各事業部門からの報告事項が上程され、審議等を行うことにより、経営の透明性を図っております。経営会議の出席者は社外取締役を除く取締役（監査等委員であるものを除く）、常勤の監査等委員である取締役及び役員等が会議の進行のために必要と認めた従業員であります。

八．内部統制システムの整備の状況

当社は、企業経営の透明性及び公平性を担保するため、内部統制に関する基本方針及び各種規程を制定し、内部統制システムを構築し、運用の徹底を図っております。また、内部統制システムが有効に機能していることを確認するため、内部監査室による内部監査を実施しております。

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定めております。

) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社では、取締役及び使用人が、コンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行う。
- (2) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (3) 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
- (4) 監査等委員会は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。
- (5) 企業倫理相談および内部通報のための窓口を設置し、法令、定款、社内規程等に対する違反事実やそのおそれがある行為等を早期に発見し是正するための仕組み（以下「公益通報制度」という。）を構築する。
- (6) 取締役及び使用人の法令違反については、就業規則等に基づき、賞罰委員会による処罰の対象とする。

) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- (1) 文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む。）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理する。
- (2) 情報管理諸規程を定め、情報資産の保護・管理を行う。

) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役は、当社グループの事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。
- (2) 災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、事業継続計画を策定する。

)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき運営し、月次で定時開催し、または必要に応じて随時開催する。
- (2)取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に職務を執行する。
- (3)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、業務分掌規程及び稟議規程を制定する。

)使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立する。
- (2)必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営する。
- (3)個人情報管理責任者を定め、同責任者を中心とする個人情報保護体制を構築し、運営する。また、同責任者の指揮下に事務局を設け、適正な個人情報保護とその継続的な改善に努める。

)当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社は、経営理念に基づき、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
- (2)当社は、関係会社管理規程にもとづき、各子会社の状況に応じて必要な管理を行う。また、各子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的な報告を義務付ける。
- (3)当社は、子会社の機関設計および業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督する。
- (4)当社は、必要に応じ各子会社に対して業務の監査を行う。

)監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1)監査等委員会は、監査等委員会の指揮命令に服する使用人(以下、「監査等委員会の補助者」という。)を置くことを取締役会に対して求めることができる。
- (2)監査等委員会の補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査等委員会の事前の同意を必要とする。
- (3)監査等委員会の補助者が、その業務に関して監査等委員会から指示を受けたときは、専らその指揮命令に従う体制を整備する。

)当社および子会社の取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制

- (1)取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、公益通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査等委員会に報告する。
- (2)取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。
- (3)当社は、前2項に従い監査等委員会への報告を行った当社および子会社の取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社の取締役および使用人に周知徹底する。

)監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理、費用の前払または償還の手續きに係る方針

当社は、監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

)その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監査等委員会は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて当社の取締役および重要な使用人からヒアリングを行う。
- (2)監査等委員会は、取締役会のほか、必要に応じ経営会議その他の重要な会議に出席する。
- (3)監査等委員会は、必要に応じて監査法人と意見交換を行う。
- (4)監査等委員会は、必要に応じて独自に弁護士および公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
- (5)監査等委員会は、定期的に内部監査室長と意見交換を行い、連携の強化を図る。

二．リスク管理体制の整備の状況

当社におけるリスク管理体制は、リスク管理規程に基づき、リスク対策委員会が対応しております。リスク対策委員長が指名したリスク委員が他の事業部門と連携し、情報を収集及び共有することにより、リスクの早期発見と未然防止に努めております。

ホ．責任限定契約の内容の概要

当社と提出日現在の会社法における社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

内部監査及び監査等委員会監査の状況

当社の内部監査は、内部監査室が担当しており、内部監査室管掌役員1名と担当者1名の2名を配置しております。内部監査室は、業務の有効性及び効率性等を担保することを目的として、代表取締役社長による承認を得た内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告するとともに、監査対象となった各事業部門に対して業務改善等のための指摘を行い、後日、改善状況を確認します。

内部監査室は、監査等委員会及び会計監査人と定期的に会合を開催し、監査に必要な情報の共有化を図っております。

当社の監査役等委員会は、社外取締役3名により構成されております。各監査等委員は定められた業務分担に基づき監査を行い、原則として月1回開催されている監査等委員会において、情報共有を図っております。監査等委員会による監査は毎期策定される監査計画書に基づき、取締役会を含む重要な会議への出席、実地監査、意見聴取を行っております。

監査等委員会は、取締役会等への出席を通じ、直接又は間接に、会計監査及び内部監査の報告を受け、必要に応じて意見を述べることにより、監査の実効性を高めております。また、取締役会において内部統制部門の報告に対して意見を述べ、適正な業務執行の確保を図っております。

なお、監査等委員である社外取締役月岡涼吾は、公認会計士・税理士の資格を有しており、会計の専門家としての立場から、当社の財務・税務及び会計に関する提言・助言及び当社取締役の職務の執行につき、提言・助言を行っております。

会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。同監査法人または同監査法人の業務執行社員と当社との間に特別な利害関係はありません。業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりであります。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名
 - 指定有限責任社員・業務執行社員 中塚 亨
 - 指定有限責任社員・業務執行社員 淡島 國和
- ・監査業務における補助者の構成
 - 公認会計士 1名
 - その他 6名

社外取締役との関係

提出日時点において、取締役（監査等委員であるものを除く）の内2名、監査等委員である取締役の内3名が提出日現在の会社法における社外取締役であります。

当社では、社外の視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンスの構築を目的に、社外取締役について、専門家としての豊富な経験、金融・会計・法律に関する高い見識等に基づき、客観性、中立性ある助言及び取締役の職務執行の監督を期待しており、当目的にかなう専門的知識と経験を有していること、また会社との関係、代表取締役及びその他の取締役との関係を勘案して独立性に問題がないことを社外取締役の選考基準としております。

社外取締役柳澤孝旨は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。

社外取締役為末大は、アスリートとしての活躍をはじめ、社会や教育に関する活動から得られた豊富な経験と幅広い見識を有しております。

監査等委員である社外取締役長谷川哲造は、証券業界における長期の職務経験と他の会社における取締役または監査役としての豊富な経験を有しております。同氏は、毎月1回開催する定時取締役会、必要に応じて開催する臨時取締役会及び社内会議に出席し、客観的な立場から職務執行に関する監督及び助言を積極的に行っております。

監査等委員である社外取締役月岡涼吾は、公認会計士及び税理士としての高度な人格と会計税務に関する専門的な知識を有しております。

監査等委員である社外取締役飯田耕一郎は、弁護士として培われた高度な人格と専門的な法律知識を有しております。

監査等委員である社外取締役月岡涼吾及び飯田耕一郎は、毎月1回開催する定時取締役会に出席し、客観的な立場から職務執行に関する監督及び助言を積極的に行っております。

監査等委員である社外取締役長谷川哲造は当社の株式を5,000株、新株予約権を23個保有しております。

なお、これらの関係以外に社外取締役と当社との間にその他の利害関係はありません。

役員の報酬等

イ．提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (第7期事業年度末時点の 会社法における社外取締役 を除く。)	224,000	224,000	-	-	-	7
社外役員	29,775	29,775	-	-	-	4

ロ．提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

八．使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの
該当事項はありません。

二．役員の報酬等の決定に関する方針

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。報酬額は、取締役（監査等委員である取締役を除く）については取締役会の決議により決定し、監査等委員である取締役については監査等委員の協議にて決定しております。

定款で定めた取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、11名以内とする旨を定款に定めております。監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役の選任決議

当社は、取締役及び監査役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に迅速に対応し、柔軟かつ積極的な財務戦略を行うためであります。

株式の保有状況

イ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

八．保有目的が純投資目的である投資株式

	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)			
	貸借対照表 計上額の合計額	貸借対照表 計上額の合計額	受取配当金 の合計額	売却損益 の合計額	評価損益 の合計額
非上場株式	300,885	420,859	-	-	(注)1

(注)1．非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「評価損益の合計額」は記載していません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
18,000	2,460	18,000	840

【その他重要な報酬の内容】

(前事業年度及び当事業年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、東京証券取引所本則市場への市場変更及び新株式発行のためのコンフォートレター作成業務等であります。

(当事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、ISMS認証審査支援業務であります。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査報酬については、当社の規模及び特性、監査日数等の諸要素を勘案し、監査役の同意のもと、取締役会で決定しております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成26年10月1日から平成27年9月30日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3．連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合を示すと次のとおりであります。

資産基準	1.87%
売上高基準	0.48%
利益基準	1.94%
利益剰余金基準	2.47%

会社間項目の消去後の数値により算出しております。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。また、公益財団法人財務会計基準機構等の専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナーに積極的に参加しております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年9月30日)	当事業年度 (平成27年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	35,584,220	42,638,757
売掛金	8,639,115	10,096,025
商品	-	4,074
貯蔵品	3,949	3,284
前払金	268,462	364,149
前払費用	118,468	90,741
繰延税金資産	728,361	638,589
その他	5,157	102,849
貸倒引当金	1,243	521
流動資産合計	45,346,492	53,937,951
固定資産		
有形固定資産		
建物	678,019	642,516
減価償却累計額	211,358	75,939
建物(純額)	466,660	566,577
工具、器具及び備品	207,356	216,180
減価償却累計額	120,151	118,065
工具、器具及び備品(純額)	87,204	98,115
土地	-	113,633
建設仮勘定	-	52,704
有形固定資産合計	553,864	831,029
無形固定資産		
ソフトウェア	33,258	64,575
無形固定資産合計	33,258	64,575
投資その他の資産		
投資有価証券	315,983	556,213
関係会社株式	48,800	1,420,851
関係会社社債	-	191,100
関係会社出資金	-	185,000
関係会社長期貸付金	-	498,084
敷金及び保証金	1,052,077	1,084,538
繰延税金資産	662,097	490,985
投資その他の資産合計	2,078,959	4,426,773
固定資産合計	2,666,082	5,322,378
資産合計	48,012,575	59,260,329

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年9月30日)	当事業年度 (平成27年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	-	7,478
未払金	4,702,115	4,794,889
未払費用	81,593	143,768
未払法人税等	9,907,561	7,795,681
未払消費税等	1,906,984	1,570,004
前受金	881,147	953,069
預り金	18,620	28,164
その他	237	5,256
流動負債合計	17,498,262	15,298,312
固定負債		
資産除去債務	229,788	367,682
固定負債合計	229,788	367,682
負債合計	17,728,050	15,665,995
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,274,196	6,328,780
資本剰余金		
資本準備金	6,270,997	6,325,581
資本剰余金合計	6,270,997	6,325,581
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	17,738,877	35,939,644
利益剰余金合計	17,738,877	35,939,644
自己株式	521	5,000,453
株主資本合計	30,283,551	43,593,552
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	38	103
評価・換算差額等合計	38	103
新株予約権	935	884
純資産合計	30,284,524	43,594,333
負債純資産合計	48,012,575	59,260,329

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
売上高	53,575,065	72,395,855
売上原価	2 22,160,365	2 29,609,455
売上総利益	31,414,699	42,786,399
販売費及び一般管理費	1 7,811,016	1 10,468,709
営業利益	23,603,683	32,317,690
営業外収益		
受取利息	4,189	17,107
為替差益	5,205	24,659
雑収入	896	3,609
営業外収益合計	10,291	45,376
営業外費用		
株式交付費	36,563	-
株式公開費用	21,011	-
営業外費用合計	57,575	-
経常利益	23,556,399	32,363,066
税引前当期純利益	23,556,399	32,363,066
法人税、住民税及び事業税	11,214,580	12,665,641
法人税等調整額	682,871	260,955
法人税等合計	10,531,708	12,926,596
当期純利益	13,024,690	19,436,469

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)		当事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	1,727,848	7.8	2,501,481	8.5
経費		20,424,223	92.2	27,085,545	91.5
当期総製造費用		22,152,071	100.0	29,587,027	100.0
当期商品仕入高		8,294		26,521	
合計		22,160,365		29,613,549	
期末商品たな卸高	2	-		4,074	
他勘定振替高		-		19	
売上原価		22,160,365		29,609,455	

(注) 1. 経費の主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
プラットフォーム使用料	15,357,629千円	20,856,021千円
サーバー等使用料	1,175,308千円	1,900,509千円
業務委託費	657,680千円	1,541,944千円
ロイヤルティー	2,227,795千円	1,450,690千円
地代家賃	324,999千円	605,584千円

2. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
見本品費	-	16千円
その他	-	3千円
合計	-	19千円

3. 原価計算の方法

原価計算の方法は、実際原価による個別原価計算を採用しております。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,582,779	1,579,580	1,579,580	4,714,186	4,714,186	-	7,876,546
当期変動額							
新株の発行	4,634,860	4,634,860	4,634,860				9,269,720
新株の発行 （新株予約権の行使）	56,557	56,557	56,557				113,115
剰余金の配当							-
当期純利益				13,024,690	13,024,690		13,024,690
自己株式の取得						521	521
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	4,691,417	4,691,417	4,691,417	13,024,690	13,024,690	521	22,407,004
当期末残高	6,274,196	6,270,997	6,270,997	17,738,877	17,738,877	521	30,283,551

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	2	2	-	7,876,544
当期変動額				
新株の発行				9,269,720
新株の発行 （新株予約権の行使）				113,115
剰余金の配当				-
当期純利益				13,024,690
自己株式の取得				521
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	40	40	935	975
当期変動額合計	40	40	935	22,407,980
当期末残高	38	38	935	30,284,524

当事業年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	6,274,196	6,270,997	6,270,997	17,738,877	17,738,877	521	30,283,551
当期変動額							
新株の発行							-
新株の発行 （新株予約権の行使）	54,583	54,583	54,583				109,167
剰余金の配当				1,235,703	1,235,703		1,235,703
当期純利益				19,436,469	19,436,469		19,436,469
自己株式の取得						4,999,932	4,999,932
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	54,583	54,583	54,583	18,200,766	18,200,766	4,999,932	13,310,001
当期末残高	6,328,780	6,325,581	6,325,581	35,939,644	35,939,644	5,000,453	43,593,552

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	38	38	935	30,284,524
当期変動額				
新株の発行				-
新株の発行 （新株予約権の行使）				109,167
剰余金の配当				1,235,703
当期純利益				19,436,469
自己株式の取得				4,999,932
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	141	141	50	192
当期変動額合計	141	141	50	13,309,808
当期末残高	103	103	884	43,594,333

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	23,556,399	32,363,066
減価償却費	150,705	119,694
のれん償却額	92,235	-
株式交付費	36,563	-
為替差損益(は益)	7,263	11,741
貸倒引当金の増減額(は減少)	206	721
受取利息及び受取配当金	4,189	17,107
売上債権の増減額(は増加)	4,747,254	1,456,910
たな卸資産の増減額(は増加)	3,901	3,409
仕入債務の増減額(は減少)	-	7,478
未払金の増減額(は減少)	2,013,993	395,870
未払消費税等の増減額(は減少)	1,550,427	336,980
未払法人税等(外形標準課税)の増減額 (は減少)	98,623	52,006
前受金の増減額(は減少)	621,465	71,921
前払金の増減額(は増加)	166,808	95,686
その他	116,945	5,666
小計	23,081,647	31,012,616
利息の受取額	4,176	18,982
法人税等の支払額	4,063,862	14,725,514
営業活動によるキャッシュ・フロー	19,021,961	16,306,084
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	34,470	553,206
無形固定資産の取得による支出	17,653	46,283
投資有価証券の取得による支出	300,885	240,443
関係会社株式の取得による支出	-	1,372,051
関係会社社債の取得による支出	-	191,100
関係会社出資金の払込による支出	-	185,000
関係会社貸付けによる支出	-	498,084
敷金及び保証金の差入による支出	1,634,475	32,814
敷金及び保証金の回収による収入	899,533	390
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,087,950	3,118,593
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	9,325,260	109,167
配当金の支払額	-	1,230,446
自己株式の取得による支出	521	4,999,932
その他	948	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	9,325,687	6,121,212
現金及び現金同等物に係る換算差額	7,263	11,741
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	27,266,961	7,054,537
現金及び現金同等物の期首残高	8,317,259	35,584,220
現金及び現金同等物の期末残高	1 35,584,220	1 42,638,757

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式、関係会社社債及び関係会社出資金

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～18年
工具、器具及び備品	2～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

のれん	1年
ウェブを利用したサービス提供に係るソフトウェア	3年（社内における利用可能期間）
その他	5年

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

1 担保等に供している資産

資金決済に関する法律に基づき、次のとおり供託しております。

	前事業年度 (平成26年9月30日)	当事業年度 (平成27年9月30日)
敷金及び保証金	473,195千円	473,231千円

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
広告宣伝費	5,508,734千円	7,324,637千円
給料手当	473,588千円	612,686千円
決済手数料	288,332千円	436,793千円
業務委託費	172,150千円	391,395千円
採用費	328,342千円	349,153千円
減価償却費	31,277千円	24,191千円
貸倒引当金繰入額	497千円	332千円
おおよその割合		
販売費	75%	75%
一般管理費	25%	25%

2 研究開発費の総額

	前事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
当期製造費用に含まれる研究開発費	1,129,393千円	1,545,674千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	39,460,500	84,110,000	-	123,570,500

(変動事由の概要)

株式の分割による増加	78,921,000株
有償一般募集による増加	3,800,000株
新株予約権の権利行使による増加	1,389,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	-	190	-	190

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取請求による増加	190株
------------------	------

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第6回新株予約権	普通株式	-	948,300	10,900	937,400	935
合計		-	948,300	10,900	937,400	935

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 目的となる株式の数の変動事由の概要

第6回新株予約権の増加は、付与によるものであります。

第6回新株予約権の減少は、権利失効によるものであります。

3. 第6回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年12月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,235,703	10.00	平成26年 9月30日	平成26年 12月22日

当事業年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	123,570,500	1,315,500	-	124,886,000

（変動事由の概要）

新株予約権の権利行使による増加 1,315,500株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	190	1,912,700	-	1,912,890

（変動事由の概要）

取締役会の決議に基づく自己株式の

取得による増加 1,912,700株

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第6回新株予約権	普通株式	937,400	-	53,100	884,300	884
合計		937,400	-	53,100	884,300	884

（注）1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 目的となる株式の数の変動事由の概要

第6回新株予約権の減少は、権利失効によるものであります。

3. 第6回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年12月19日 定時株主総会	普通株式	1,235,703	10.00	平成26年 9月30日	平成26年 12月22日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年12月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,967,569	16.00	平成27年 9月30日	平成27年 12月21日

（キャッシュ・フロー計算書関係）

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 （自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）	当事業年度 （自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）
現金及び預金	35,584,220千円	42,638,757千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	35,584,220千円	42,638,757千円

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度(平成26年9月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を主に自己資金で賄っております。また、資金運用については、主に短期的な預金等によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券に含まれる国債は、市場価格の変動リスクに晒されております。

投資有価証券に含まれる株式及び関係会社株式は、時価評価されていない有価証券であるため、市場価格の変動リスクはありません。

営業債務である未払金、未払法人税等、未払消費税等は、そのほとんどが1年以内に決済または納付期限が到来するものであります。

当社が利用するデリバティブは、円・ドル為替相場に連動した預金の運用によるものであり、また、その他の外貨建金銭債権債務についても、為替相場の変動によるリスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、社内規程等に従い、営業担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場価格の変動リスクの管理

定期的に時価等を把握し、リスクの軽減に努めております。

為替リスク(外国為替の変動リスク)の管理

デリバティブ取引は、取締役会決議の枠内で実行しており、毎月の運用状況を取締役会で報告しております。また、外貨建金銭債権債務については、為替変動の状況をモニタリングし、毎月の取締役会で報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表に含まれておりません（注）2参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	35,584,220	35,584,220	-
(2) 売掛金	8,639,115		
貸倒引当金()	1,243		
売掛金(純額)	8,637,871	8,637,871	-
(3) 投資有価証券	15,098	15,098	-
資産計	44,237,191	44,237,191	-
(1) 未払金	4,702,115	4,702,115	-
(2) 未払法人税等	9,907,561	9,907,561	-
(3) 未払消費税等	1,906,984	1,906,984	-
負債計	16,516,661	16,516,661	-

() 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

債券の時価については、日本証券業協会の提示した統計資料により評価しております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等、(3) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額(千円)
投資有価証券(非上場株式)	300,885
関係会社株式(非上場株式)	48,800

これらについては、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金銭債権等の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	35,584,220	-	-	-
売掛金	8,639,115	-	-	-
投資有価証券 其他有価証券のうち満期があるもの (国債)	-	15,098	-	-
合計	44,223,335	15,098	-	-

当事業年度（平成27年9月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を主に自己資金で賄っております。また、資金運用については、主に短期的な預金等によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券に含まれる国債は、市場価格の変動リスクに晒されております。

投資有価証券に含まれる株式、関係会社株式、関係会社社債及び関係会社出資金は、時価評価されていない有価証券であるため、市場価格の変動リスクはありません。

営業債務である未払金、未払法人税等、未払消費税等は、そのほとんどが1年以内に決済または納付期限が到来するものであります。

当社が利用するデリバティブは、円・ドル為替相場に連動した預金の運用によるものであり、また、その他の外貨建金銭債権債務についても、為替相場の変動によるリスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、社内規程等に従い、営業担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場価格の変動リスクの管理

定期的に時価等を把握し、リスクの軽減に努めております。

為替リスク（外国為替の変動リスク）の管理

デリバティブ取引は、取締役会決議の枠内で実行しており、毎月の運用状況を取締役会で報告しております。また、外貨建金銭債権債務については、為替変動の状況をモニタリングし、毎月の取締役会で報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表に含まれておりません（注）2参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	42,638,757	42,638,757	-
(2) 売掛金	10,096,025		
貸倒引当金()	521		
売掛金(純額)	10,095,503	10,095,503	-
(3) 投資有価証券	135,354	135,354	-
資産計	52,869,616	52,869,616	-
(1) 未払金	4,794,889	4,794,889	-
(2) 未払法人税等	7,795,681	7,795,681	-
(3) 未払消費税等	1,570,004	1,570,004	-
負債計	14,160,576	14,160,576	-

() 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

債券の時価については、日本証券業協会の提示した統計資料により評価しております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等、(3) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額(千円)
投資有価証券(非上場株式)	420,859
関係会社株式(非上場株式)	1,420,851
関係会社社債(非上場社債)	191,100
関係会社出資金	185,000

これらについては、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金銭債権等の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	42,638,757	-	-	-
売掛金	10,096,025	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの (国債)	-	135,354	-	-
合計	52,734,783	135,354	-	-

(有価証券関係)

1. 関係会社株式及び関係会社出資金

関係会社株式及び関係会社出資金(当事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式1,420,851千円、関係会社出資金185,000千円、前事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式48,800千円、関係会社出資金0千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(平成26年9月30日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	15,098	15,039	59
小計	15,098	15,039	59
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	300,885	300,885	-
債券	-	-	-
小計	300,885	300,885	-
合計	315,983	315,924	59

当事業年度(平成27年9月30日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	15,078	15,039	39
小計	15,078	15,039	39
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	420,859	420,859	-
債券	311,376	311,569	193
小計	732,235	732,428	193
合計	747,313	747,467	154

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しております。

2. 確定拠出制度に係る退職給付費用の額

当社の確定拠出制度への要拠出額等は、3,247千円であります。

当事業年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しております。

2. 確定拠出制度に係る退職給付費用の額

当社の確定拠出制度への要拠出額等は、5,829千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. 費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成22年 第1回新株予約権	平成22年 第2回新株予約権	平成23年 第3回新株予約権	平成23年 第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名 当社従業員32名	当社取締役3名	当社取締役1名 当社従業員56名	当社監査役1名
株式の種類及び付与数 (注)1, 2	普通株式 2,844,000株	普通株式 436,500株	普通株式 2,065,500株	普通株式 57,000株
付与日	平成22年4月20日	平成22年8月25日	平成22年12月28日	平成22年12月28日
権利確定条件	権利行使時において、当社または当社子会社の取締役または使用人であること。	同左	同左	権利行使時において、当社または当社子会社の取締役または監査役であること。
対象勤務期間	定めておりません。	同左	同左	同左
権利行使期間 (注)3	自平成24年4月21日 至平成32年4月20日	自平成24年8月26日 至平成32年8月25日	自平成24年12月28日 至平成32年12月27日	自平成24年12月28日 至平成32年12月27日

	平成24年 第5回新株予約権	平成26年 第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名 当社従業員85名	当社取締役5名 当社従業員234名
株式の種類及び付与数 (注)1, 2	普通株式 5,655,000株	普通株式 948,300株
付与日	平成24年5月31日	平成26年1月23日
権利確定条件	権利行使時において、当社または当社子会社の取締役または使用人であること。	(注)4
対象勤務期間	定めておりません。	同左
権利行使期間 (注)3	自平成26年5月17日 至平成34年5月16日	自平成28年1月1日 至平成34年1月22日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 当社は、平成24年9月13日付で株式1株を100株にする株式分割を、平成25年6月1日付で株式1株を5株にする株式分割を、平成25年10月1日付で1株を3株にする株式分割を行っております。株式の数は、当該株式分割考慮後の株式数により記載しております。
3. 当社と新株予約権付与対象者との間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、権利を行使することができるものとしております。

4. 権利行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した平成27年9月期乃至平成31年9月期のいずれかの決算期の有価証券報告書において計算されるEBITDA（以下、損益計算書に記載された税引前当期純利益に、キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費、のれん償却額及び支払利息及び社債利息を加算した額をいう。なお、連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書に記載された税金等調整前当期純利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費、のれん償却額及び支払利息及び社債利息を加算した額をいう。）の金額が一度でも500億円を超過している場合にのみ、本新株予約権を権利行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。ただし、平成27年9月期乃至平成31年9月期のいずれかの期のEBITDAが100億円を下回った場合、一切の新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成22年 第1回新株予約権	平成22年 第2回新株予約権	平成23年 第3回新株予約権	平成23年 第4回新株予約権
権利確定前(株)				
前事業年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後(株)				
前事業年度末	1,369,500	351,000	829,500	46,500
権利確定	-	-	-	-
権利行使	268,500	76,500	204,000	12,000
失効	-	-	36,000	-
未行使残	1,101,000	274,500	589,500	34,500

	平成24年 第5回新株予約権	平成26年 第6回新株予約権
権利確定前(株)		
前事業年度末	-	937,400
付与	-	-
失効	-	53,100
権利確定	-	-
未確定残	-	884,300
権利確定後(株)		
前事業年度末	4,402,500	-
権利確定	-	-
権利行使	754,500	-
失効	112,500	-
未行使残	3,535,500	-

(注) 当社は、平成24年9月13日付で株式1株を100株にする株式分割を、平成25年6月1日付で株式1株を5株にする株式分割を、平成25年10月1日付で1株を3株にする株式分割を行っております。株式の数は、当該株式分割考慮後の株式数により記載しております。

単価情報

	平成22年 第1回新株予約権	平成22年 第2回新株予約権	平成23年 第3回新株予約権	平成23年 第4回新株予約権
権利行使価格(円)	52	52	94	94
行使時平均株価(円)	2,711	2,694	2,727	2,930
付与日における公正な評価単 価(円)	-	-	-	-

	平成24年 第5回新株予約権	平成26年 第6回新株予約権
権利行使価格(円)	94	2,910
行使時平均株価(円)	2,710	-
付与日における公正な評価単 価(円)	-	1

(注) 当社は、平成24年9月13日付で株式1株を100株にする株式分割を、平成25年6月1日付で株式1株を5株にする株式分割を、平成25年10月1日付で1株を3株にする株式分割を行っております。権利行使価格は、当該株式分割を考慮しております。

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	10,142,541千円
(2) 当事業年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	3,460,993千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年9月30日)	当事業年度 (平成27年9月30日)
(繰延税金資産)		
未払事業税否認額	602,663千円	497,314千円
未払賞与否認額	71,697千円	71,922千円
貸倒損失否認額	2,808千円	2,641千円
地代家賃損金不算入額	30,927千円	46,815千円
資産除去債務	109,864千円	115,830千円
減価償却超過額	31,460千円	3,295千円
一括償却資産償却超過額	28,260千円	43,465千円
ソフトウェア償却超過額	573,700千円	416,390千円
資産調整勘定	41,784千円	25,527千円
その他	6,336千円	7,038千円
繰延税金資産合計	1,499,503千円	1,230,242千円
(繰延税金負債)		
資産除去債務に対応する除去費用	102,589千円	100,655千円
その他	6,454千円	11千円
繰延税金負債合計	109,043千円	100,666千円
繰延税金資産の純額	1,390,459千円	1,129,575千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年9月30日)	当事業年度 (平成27年9月30日)
法定実効税率	38.01%	35.64%
(調整)		
留保金課税	6.56%	5.25%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.28%	0.29%
その他	0.14%	1.24%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.71%	39.94%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成27年10月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.06%に、平成28年10月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、32.26%となります。

この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

(持分法損益等)

当社の子会社は利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい非連結子会社であること、また、持分法を適用すべき重要な関連会社がないことから記載しておりません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社建物等の不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から18年と見積り、割引率は1.050～1.251%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
期首残高	77,861千円	229,788千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	256,376千円	133,912千円
時の経過による調整額	852千円	3,981千円
原状回復義務の免除による減少額	105,301千円	-
期末残高	229,788千円	367,682千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、モバイルサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)
Google Inc.	31,252,439
Apple Inc.	19,810,512

(注) 上記は決済代行業者であり、ユーザからの代金回収を代行しております。

当事業年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
Google Inc.	34,610,927
Apple Inc.	32,396,172

（注） 上記は決済代行業者であり、ユーザからの代金回収を代行しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

当事業年度におけるのれん償却費は92,235千円、未償却残高はありません。なお、当社はモバイルサービス事業の単一セグメントであります。

当事業年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との間における重要な取引がないため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

前事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)		当事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	
1株当たり純資産額	245.07円	1株当たり純資産額	354.50円
1株当たり当期純利益金額	107.65円	1株当たり当期純利益金額	157.70円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	101.29円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	150.62円

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	13,024,690	19,436,469
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	13,024,690	19,436,469
期中平均株式数(株)	120,985,728	123,251,435
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	7,606,014	5,794,429
(うち新株予約権)(株)	7,606,014	5,794,429
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	平成25年12月20日取締役会決議 第6回新株予約権 (新株予約権の数 8,843個)

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年9月30日)	当事業年度 (平成27年9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	30,284,524	43,594,333
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	935	884
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	30,283,589	43,593,449
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	123,570,310	122,973,110

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	678,019	171,284	206,786	642,516	75,939	69,691	566,577
工具、器具及び備品	207,356	47,956	39,132	216,180	118,065	37,045	98,115
土地	-	113,633	-	113,633	-	-	113,633
建設仮勘定	-	52,704	-	52,704	-	-	52,704
有形固定資産計	885,375	385,577	245,918	1,025,034	194,005	106,737	831,029
無形固定資産							
ソフトウェア	67,143	44,273	-	111,416	46,841	12,956	64,575
無形固定資産計	67,143	44,273	-	111,416	46,841	12,956	64,575

(注) 当期増加額のうち主な内容は、次のとおりであります。

建物 移転に伴う原状回復費用計上 116,125千円

(注) 当期減少額のうち主な内容は、次のとおりであります。

建物 移転に伴う除却及び原状回復費用の取崩 206,786千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,243	521	388	854	521

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	882
預金	
普通預金	33,635,949
定期預金	9,001,925
計	42,637,875
合計	42,638,757

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
Apple Inc.	6,493,704
Google Inc.	2,840,524
KDDI株式会社	197,655
Amazon.com Inc.	167,424
So-net Entertainment Taiwan Ltd.	102,499
その他	294,217
合計	10,096,025

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
8,639,115	80,031,210	78,574,300	10,096,025	88.6	43

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

商品

区分	金額(千円)
オリジナルグッズ	4,074
合計	4,074

貯蔵品

区分	金額(千円)
販促物貯蔵品	3,141
切手・収入印紙	142
合計	3,284

未払金

相手先	金額(千円)
Apple Inc.	1,948,246
Google Inc.	809,880
株式会社電通	341,276
未払賞与	244,707
未払消費税	197,192
その他	1,253,585
合計	4,794,889

未払法人税等

区分	金額(千円)
法人税	4,968,378
事業税	1,504,277
住民税	1,323,025
合計	7,795,681

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	16,445,774	33,005,799	51,182,410	72,395,855
税引前四半期(当期)純利益金額 (千円)	7,237,822	15,275,964	23,151,684	32,363,066
四半期(当期)純利益金額 (千円)	4,295,772	9,023,515	13,697,963	19,436,469
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	34.72	73.01	111.05	157.70

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	34.72	38.30	38.04	46.67

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	10月1日から9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了の日の翌日から3カ月以内
基準日	9月30日
剰余金の配当の基準日	3月31日 9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	-
株主名簿管理人	-
取次所	-
買取手数料	-
公告掲載方法	電子公告により行う。 http://colopl.co.jp ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の定款の定めにより、単元未満株主は次に掲げる権利以外の権利を行使することはできません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定により請求をする権利
- (3) 株主が有する株式数に応じて募集株式の割り当て及び募集新株予約権の割り当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

第6期（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日） 平成26年12月22日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成26年12月22日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第7期第1四半期（自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日） 平成27年2月4日関東財務局長に提出

第7期第2四半期（自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日） 平成27年5月13日関東財務局長に提出

第7期第3四半期（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日） 平成27年8月5日関東財務局長に提出

(4) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

第6期第3四半期（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書 平成26年12月17日関東財務局長に提出

(5) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書 平成26年12月24日関東財務局長に提出

(6) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自平成27年1月1日 至平成27年1月31日） 平成27年2月12日関東財務局長に提出

報告期間（自平成27年2月1日 至平成27年2月28日） 平成27年3月12日関東財務局長に提出

報告期間（自平成27年3月1日 至平成27年3月31日） 平成27年4月13日関東財務局長に提出

報告期間（自平成27年4月1日 至平成27年4月30日） 平成27年5月13日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年12月21日

株式会社コロブラ

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中塚 亨

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 淡島 國和

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社コロブラの平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コロブラの平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社コロブラの平成27年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社コロブラが平成27年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。